

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県森林資源再生支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第3条 「略」</p> <p>第4条 規則第3条第1項に規定する申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式による補助金交付申請書によるものとし、補助事業者は、事業の着手前に高知県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。ただし、別表第1の事業区分（2）の補助金の交付の申請は、補助事業が完了した後に、速やかに行うものとする。</p> <p>2～3 「略」</p> <p>第5条～第9条 「略」</p> <p>第10条 規則第11条第1項の補助事業等の実績報告の様式は、別記第5号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承諾を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、別表第1の事業区分<u>(3)</u>については補助事業の完了の日若しくは廃止の承諾を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに提出しなければならない。</p> <p>2 「略」</p> <p>第11条 (1)～(4)「略」</p> <p>「削除」</p> <p>第12条 「略」</p>	<p style="text-align: center;">高知県森林資源再生支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第3条 「略」</p> <p>第4条 規則第3条第1項に規定する申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式による補助金交付申請書によるものとし、補助事業者は、事業の着手前に高知県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。ただし、別表第1の事業区分（2）<u>及び(3)</u>の補助金の交付の申請は、補助事業が完了した後に、速やかに行うものとする。</p> <p>2～3 「略」</p> <p>第5条～第9条 「略」</p> <p>第10条 規則第11条第1項の補助事業等の実績報告の様式は、別記第5号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承諾を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、別表第1の事業区分<u>(4)</u>については補助事業の完了の日若しくは廃止の承諾を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに提出しなければならない。</p> <p>2 「略」</p> <p>第11条 (1)～(4)「略」</p> <p>(5) 別表第1の事業区分（2）の補助金の交付を受けた実施主体は、森林所有者に第6条第1項の補助金交付決定通知書の写しを交付し、遵守事項を周知すること。この場合においては、別記第7号様式による所有者ごとの施業地一覧表を添付すること。</p> <p>第12条 「略」</p>

新旧対照表

新	旧
<p>(書類の提出)</p> <p>第13条 補助事業者は、補助事業者の施行地を管轄する林業事務所の長（中央東林業事務所嶺北林業振興事務所の管轄区域にあつては、嶺北林業振興事務所長。）に1部提出しなければならない。ただし、別表第1の事業区分 <u>(2)の実施主体が仁淀川町森林保全基金の場合、(3)及び(4)</u>については、補助事業者の所在地を管轄する林業事務所の長に、<u>別表第1の事業区分(2)の実施主体が高知県再造林推進会議の場合及び(7)については、木材増産推進課長に</u>提出するものとする。</p> <p>第14条 「削除」</p> <p>第 <u>14</u> 条 「略」</p> <p>第 <u>15</u> 条 「略」</p> <p><u>第16条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。</u></p> <p>第 <u>17</u> 条 「略」</p> <p>附 則 「略」</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(書類の提出)</p> <p>第13条 補助事業者は、補助事業者の施行地を管轄する林業事務所の長（中央東林業事務所嶺北林業振興事務所の管轄区域にあつては、嶺北林業振興事務所長。）に1部提出しなければならない。ただし、別表第1の事業区分 <u>(3)、(4)及び(5)</u>については、補助事業者の所在地を管轄する林業事務所の長に提出するものとする。</p> <p>第14条 補助事業者は補助事業の完了の翌年度から起算して5年以内に、当該補助事業（別表第1の事業区分(2)により整備した森林の所有権を移転させる場合は、この要綱の規定並びに当該規定に基づく処分及び交付の条件によって生ずる義務を移転後の所有者に承継させなければならない。この場合において、補助事業者は、あらかじめ、移転後の所有者が当該義務を承継し遵守する旨の知事宛ての誓約書を徴収し、知事に提出しなければならない。</p> <p>第 <u>15</u> 条 「略」</p> <p>第 <u>16</u> 条 「略」</p> <p><u>「新設」</u></p> <p>第 <u>17</u> 条 「略」</p> <p>附 則 「略」</p> <p><u>「新設」</u></p>

新旧対照表

新	旧
---	---

別表第1 (第2条-第5条関係)

事業区分	事業内容及び 補助対象経費	実施主体	補助率	補助の条件	備考
(1) 再造林 推進費	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」
(2) 再造林 等促進支援 「削除」	「削除」	「削除」	「削除」	「削除」	「削除」

別表第1 (第2条-第5条関係)

事業区分	事業内容及び 補助対象経費	実施主体	補助率	補助の条件	備考
(1) 再造林 推進費	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」
(2) 再造林 等促進支援	低密度植栽に よる人工造林 及び附帯施設 等整備(鳥獣害 防止施設等整 備)に要する手 数料並びに森 林保険料	森林組合、生産森 林組合、森林整備 法人、森林経営計 画の認定を受け た者、特定間伐等 促進計画の実施 主体に位置付け られた者及び高 知県木材安定供 給推進事業費補 助金交付要綱に 定める選定経営 体	定額とし、以下のとおりとする。 ①鳥獣害防止施設あり 10万円以内/ヘクタール ②鳥獣害防止施設なし 6万円以内/ヘクタール	ア 実施主体は当該申請年 度の再造林面積が過去3年 平均の再造林面積を上回る こと。 イ 実施主体は、高知県再 造林推進会議への登録を行 うこと。 ウ (3)再造林基金円滑 化支援の対象又は過去に支 援を受けた地域でないこ と。	低密度植栽と は、1ヘクタ ール当たり 2,000本以下 の植栽をいう (ただし、保 安林にあって は指定施業要 件で定められ た本数の植 栽)。

新旧対照表

新	旧
---	---

事業区分	事業内容及び補助対象経費	実施主体	補助率	補助の条件	備考
(2) 再造林基金円滑化支援	再造林基金 団体が造林事業者等に交付する支援金	以下の再造林基金団体 仁淀川町森林保全基金 高知県再造林推進会議	定額とし、以下のとおりとする。 ①再造林 33,000円以内/ヘクタール ②下刈り 1万円以内/ヘクタール ③森林保険 3,000円以内/ヘクタール 「略」	ア 補助事業は、令和9年度までとする。 イ 「削除」	仁淀川町森林保全基金への補助は、年間100万円を上限とする。
(3) 資機材整備等支援	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」
(4) 資機材整備等支援	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」
(5) シカ防護柵点検管理	「略」	「略」	「略」	「略」	
(6) 補植等支援	「略」	「略」	定額(ただし、実費以内)とし、以下のとおりとする。 ①補植 210円以内/1本当たり ②忌避剤散布 40円以内/1本当たり	「略」	・「獣害対策」とは、獣害防止施設の適切な管理や忌避剤散布による苗木の食害防止等という。 「削除」
(3) 再造林基金円滑化支援	再造林基金 団体が造林事業者等に交付する支援金	以下の再造林基金団体 仁淀川町森林保全基金 高知県再造林推進会議	定額とし、以下のとおりとする。 ①再造林 5万円以内/ヘクタール ②下刈り 15,000円以内/ヘクタール ③森林保険 5,000円以内/ヘクタール 「略」		ア 補助事業の利用上限年数は、連続した3年間とする。 イ (2)再造林等促進支援の対象でないこと。
(4) 資機材整備等支援	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」
(5) 資機材整備等支援	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」
(6) シカ防護柵点検管理	「略」	「略」	「略」	「略」	
(7) 補植等支援	「略」	「略」	定額(ただし、実費以内)とし、以下のとおりとする。 ①補植 19,000円以内/100本当たり ②忌避剤散布 4,000円以内/100本当たり	「略」	・「獣害対策」とは、獣害防止施設の適切な管理や忌避剤散布による苗木の食害防止等という。 ・補植、忌避剤散布ともに100本単位で補助を行う。

新旧対照表

新	旧
---	---

事業区分	事業内容及び補助対象経費	実施主体	補助率	補助の条件	備考
(7) 山林集約化等促進支援	<p>効率的な林業経営及び確実な再造林につなげるために実施する山林の所有権移転に関する①及び②の事業</p> <p>①山林を取得する際に発生する不動産登記に要する経費</p> <p>②森林の所有権移転に関する取組に要する人件費や事務費などの実施主体における運営経費</p>	<p>①林業事業者</p> <p>②高知県再造林推進会議</p>	<p>①取得支援：5万円以内/件</p> <p>②運営支援：30万円以内/式</p>	<p>高知県再造林推進会議が実施する森林の所有権移転に関する取組を利用し山林を取得する場合に限る。</p>	<p>不動産登記に要する経費とは、司法書士に支払う報酬をいう。</p>
(7) 山林集約化等促進支援「新設」					
別表第2（第6条、第7条、第11条関係）「略」					
別表第2（第6条、第7条、第11条関係）「略」					

新旧対照表

新	旧
<p>別記</p> <p>第1号様式（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p>林業（振興）事務所長 様</p> <p style="text-align: right;">補助事業者 住 所 氏 名 (生年月日)</p> <p style="text-align: center;">令和 年度高知県森林資源再生支援事業費補助金交付申請書</p> <p>高知県補助金等交付規則第3条及び高知県森林資源再生支援事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金 円を交付されたく関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業の目的 2 事業内訳書（別紙1から7までの「内訳書」のとおり） 3 収支予算書 別紙8「収支予算書」のとおり 4 事業着手予定年月日 5 事業完了予定年月日 <p>・県税の滞納がないことを証明する書類として、県税事務所が発行する「納税証明書」又は県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）を添付すること。</p> <p>※1：高知県総務部税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。</p> <p>※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証の写し等。</p> <p>・別表第1の事業区分（2）は、上記の3を「事業完了年月日」とし、4及び5は削除すること。</p>	<p>別記</p> <p>第1号様式（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p>林業（振興）事務所長 様</p> <p style="text-align: right;">補助事業者 住 所 氏 名 (生年月日)</p> <p style="text-align: center;">令和 年度高知県森林資源再生支援事業費補助金交付申請書</p> <p>高知県補助金等交付規則第3条及び高知県森林資源再生支援事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金 円を交付されたく関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業の目的 2 事業内訳書（別紙1から7までの「内訳書」のとおり） 3 収支予算書 別紙8「収支予算書」のとおり 4 事業着手予定年月日 5 事業完了予定年月日 <p>・県税の滞納がないことを証明する書類として、県税事務所が発行する「納税証明書」又は県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）を添付すること。</p> <p>※1：高知県総務部税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。</p> <p>※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、<u>運転免許証、健康保険証</u>の写し等。</p> <p>・別表第1の事業区分（2）<u>及び3</u>は、上記の3を「事業完了年月日」とし、4及び5は削除すること。</p>

新旧対照表

新	旧
<p>第2号様式（第6条関係）</p> <p style="text-align: right;">高知県指令 第 号</p> <p style="text-align: center;">補助金交付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">補助事業者名</p> <p>令和 年 月 日付けで補助金の交付の申請がありました令和 年度高知県森林資源再生支援事業費補助金については、下記条件により金 円を交付することに決定しましたので、高知県森林資源再生支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">林業（振興）事務所長</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 高知県森林資源再生支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定を遵守しなければならない。</p> <p>2 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等並びに当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。</p> <p>3 補助事業の終了の翌年度から起算して5年以内に対象森林の所有権の移転を行う場合は、所有権の移転を受け取る者に対し、要綱に定める義務の承継を行うこと。</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。</p> <p>(1) 高知県補助金等交付規則若しくは要綱の規定又は補助条件に違反したとき。</p> <p>(2) 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって補助金の交付を受けたとき。</p> <p>(3) 補助事業の完了の翌年度から起算して5年以内に補助金の対象とした施行地を全面伐採除去し、又は他の用途に転用しようとする場合。ただし、公用若しくは公共用又は天災等のやむを得ない事由による場合</p>	<p>第2号様式（第6条関係）</p> <p style="text-align: right;">高知県指令 第 号</p> <p style="text-align: center;">補助金交付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">補助事業者名</p> <p>令和 年 月 日付けで補助金の交付の申請がありました令和 年度高知県森林資源再生支援事業費補助金については、下記条件により金 円を交付することに決定しましたので、高知県森林資源再生支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">林業（振興）事務所長</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 高知県森林資源再生支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定を遵守しなければならない。</p> <p>2 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等並びに当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。</p> <p>3 <u>要綱別表第1の事業区分（2）の事業</u>にあつては、補助事業の終了の翌年度から起算して5年以内に対象森林の所有権の移転を行う場合は、所有権の移転を受け取る者に対し、要綱に定める義務の承継を行うこと。</p> <p><u>4</u> 次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。</p> <p>(1) 高知県補助金等交付規則若しくは要綱の規定又は補助条件に違反したとき。</p> <p>(2) 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって補助金の交付を受けたとき。</p> <p>(3) <u>要綱別表第1の事業区分（2）の事業</u>にあつては、補助事業の完了の翌年度から起算して5年以内に補助金の対象とした施行地を全面伐採除去し、又は他の用途に転用しようとする場合。ただし、公用若しくは</p>

新旧対照表

新	旧
<p>は、知事と協議することができるものとする。</p> <p>(4) 消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合（消費税仕入控除税額等に相当する補助金の額を減額して補助金の交付を受けたときにあっては、当該交付後に知事が返還を命じた消費税仕入控除税額等に相当する補助金の額が当該減額した額を上回る部分の金額がある場合）</p> <p>「削除」</p> <p>第3号様式（第8条関係） 「略」</p> <p>第4号様式（第9条関係） 「略」</p>	<p>公共用又は天災等のやむを得ない事由による場合は、知事と協議することができるものとする。</p> <p>(4) 消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合（消費税仕入控除税額等に相当する補助金の額を減額して補助金の交付を受けたときにあっては、当該交付後に知事が返還を命じた消費税仕入控除税額等に相当する補助金の額が当該減額した額を上回る部分の金額がある場合）</p> <p><u>5 要綱別表第1の事業区分（2）の事業にあっては、補助事業者は、森林所有者への補助金の交付の決定に補助金額の写しを配布し、遵守事項を周知すること。</u></p> <p>第3号様式（第8条関係） 「略」</p> <p>第4号様式（第9条関係） 「略」</p>

新旧対照表

新	旧
<p>第5号様式（第10条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p>林業（振興）事務所長 様</p> <p style="text-align: right;">補助事業者 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: center;">令和 年度高知県森林資源再生支援事業費補助金実績報告書</p> <p>令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（変更交付及び追加交付の決定通知）がありましたことについて、高知県森林資源再生支援事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、その実績を下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事業の実績 別紙1から7までの「内訳書」のとおり</p> <p>2 収支精算書 別紙9「収支精算書」のとおり</p> <p>3 着手年月日</p> <p>4 完了年月日</p> <p>（注）別表第1の事業区分（2）は、上記の3を「事業完了年月日」とし、4は削除すること。</p> <p>第6号様式（第10条関係） 「略」</p>	<p>第5号様式（第10条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p>林業（振興）事務所長 様</p> <p style="text-align: right;">補助事業者 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: center;">令和 年度高知県森林資源再生支援事業費補助金実績報告書</p> <p>令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（変更交付及び追加交付の決定通知）がありましたことについて、高知県森林資源再生支援事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、その実績を下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事業の実績 別紙1から7までの「内訳書」のとおり</p> <p>2 収支精算書 別紙9「収支精算書」のとおり</p> <p>3 着手年月日</p> <p>4 完了年月日</p> <p>（注）別表第1の事業区分（2）及び（3）は、上記の3を「事業完了年月日」とし、4は削除すること。</p> <p>第6号様式（第10条関係） 「略」</p>

新

別紙1 「略」

別紙2 「削除」

旧

別紙1 「略」

別紙2

令和 年度 高知県森林資源再生支援事業((2)再造林等促進支援)内訳書

1. 事業内訳

申請 番号	施業 地番号	施業地の所在						事業実施主体	森林所有者の住所及び氏 名	面積h a 延長m	樹種	植栽 本数	補助事業費 (実行経費)	補助金	申請 半期	区分
		市町村	大字	字	地番	他地番	林小班									
計																

(注)

- 1 「申請番号」、「施業地番号」及び「施業地の所在」欄は、造林事業・木材安定供給推進事業の内容と一致させてください。
- 2 「区分」欄は、付帯施設等整備(シカ被害防護施設)がある場合は「ネット」又は「単木保護」を記入してください。
- 3 「面積、延長」欄は、再造林の面積を記入してください。

2. 再造林面積

単位:ha

造林事業及び木材安定供給推進事業による過去3年平均の再造林面積	令和 年度～令和 年度
事業実施年度の再造林面積	令和 年度

新

別紙2

令和 年度 高知県森林資源再生支援事業((2)再造林基金円滑化支援)内訳書

区分	面積(ha)	補助事業費(円)	県補助金(円)
再造林			
下刈			
森林保険			
計	—	0	0

(注)実績報告書に添付する場合にあっては、補助事業費(実行経費)が確認できる書類を添付してください。

旧

別紙3

令和 年度 高知県森林資源再生支援事業((3)再造林基金円滑化支援)内訳書

区分	面積(ha)	補助事業費(円)	県補助金(円)
再造林			
下刈			
森林保険			
計	—	0	0

(注)実績報告書に添付する場合にあっては、補助事業費(実行経費)が確認できる書類を添付してください。

新

別紙3

和 年度 高知県森林資源再生支援事業((3)資機材整備等支援)内訳

1. 資機材の整備

導入資機材名	数量	補助事業費(実行経費)(円)	補助金(円)
計	—	0	0

2. 技術の習得・安全衛生研修

研修名	研修期間	補助事業費(実行経費)(円)	補助金(円)
計	—	0	0

(注)実績報告書に添付する場合にあっては、別紙10(当年度施業を行った森林の所在等を記載)及び補助事業費(実行経費)が確認できる書類を添付してください。

旧

別紙4

和 年度 高知県森林資源再生支援事業((4)資機材整備等支援)内訳

1. 資機材の整備

導入資機材名	数量	補助事業費(実行経費)(円)	補助金(円)
計	—	0	0

2. 技術の習得・安全衛生研修

研修名	研修期間	補助事業費(実行経費)(円)	補助金(円)
計	—	0	0

(注)実績報告書に添付する場合にあっては、別紙10(当年度施業を行った森林の所在等を記載)及び補助事業費(実行経費)が確認できる書類を添付してください。

新

別紙4

令和 年度 高知県森林資源再生支援事業((4)資機材整備等支援 既存事業者)内訳書

1. 資機材等の整備

導入資機材名	数量	補助事業費(実行経費)(円)	補助金(円)
計	—		

(注)造林機械をレンタルする場合は、導入資機材名の欄に名称を記載してください。

2. 再造林面積

単位:ha

造林事業及び木材安定供給推進事業による過去3年平均の再造林面積	令和 年度～令和 年度
事業実施年度の再造林面積	令和 年度

旧

別紙5

令和 年度 高知県森林資源再生支援事業((5)資機材整備等支援 既存事業者)内訳書

1. 資機材等の整備

導入資機材名	数量	補助事業費(実行経費)(円)	補助金(円)
計	—		

(注)造林機械をレンタルする場合は、導入資機材名の欄に名称を記載してください。

2. 再造林面積

単位:ha

造林事業及び木材安定供給推進事業による過去3年平均の再造林面積	令和 年度～令和 年度
事業実施年度の再造林面積	令和 年度

新

別紙6

令和 年度 高知県森林資源再生支援事業 ((6)補植等支援)内訳書

事業地 番号	事業実施期 間	造林地の基本情報							被害後 の植栽 密度 (本/ha)	作業種	補助 単価	1ヘクタール当たりの 補植本数又は 忌避剤散布本数 (本/ha)	実施 面積 (ha)	補植本数又は 忌避剤散布本 数 (本)	補助 金額 (円)	獣害対策の 実施内容	備考
		所在地					植栽 年度	樹種									
		市町村	大字	字	地番	林小班											
～																	
～																	
～																	
～																	
～																	
～																	
～																	
～																	
～																	
～																	
計																	

(注)

1 事業実施箇所の所在が確認できる森林基本図(1/5,000)と位置図を添付してください。

「削除」

2 獣害対策の実施内容の欄は、補植の場合に記載してください。記載例:「獣害防止施設の管理」、「忌避剤の散布」

旧

別紙7

令和 年度 高知県森林資源再生支援事業 ((7)補植等支援)内訳書

事業地 番号	事業実施期 間	造林地の基本情報							被害後 の植栽 密度 (本/ha)	作業種	補助 単価	1ヘクタール当 たりの 補植本数又は 忌避剤散布本 数 (本/ha)	実 施 面 積 (ha)	補 植 本 数 又 は 忌 避 剤 散 布 本 数 (本)	補助 金額 (円)	獣害対策の 実施内容	備考
		所在地					植栽 年度	樹種									
		市町村	大字	字	地番	林小班											
～																	
～																	
～																	
～																	
～																	
～																	
～																	
～																	
～																	
～																	
～																	
計																	

(注)

1 事業実施箇所の所在が確認できる森林基本図(1/5,000)と位置図を添付してください。

2 補植本数又は忌避剤散布本数の欄に記載する本数は、100本単位で記載してください。

3 獣害対策の実施内容の欄は、補植の場合に記載してください。記載例:「獣害防止施設の管理」、「忌避剤の散布」

新

旧

別紙7

令和 年度 高知県森林資源再生支援事業((7)山林集約化等促進支援)内訳書

①取得支援

所有権移転を行おうとする森林の所在地					補助事業費 (円)	補助金(円)
市町村	大字	字	地番	面積(ha)		

(注)

- 1 高知県再造林推進会議が実施する森林の所有権移転に関する取組を利用したことが分かる実施報告書等の資料を添付してください。
- 2 補助事業費が確認できる資料を添付してください。
- 3 司法書士への依頼件数が複数になる場合は、上表を複製してください。

②運営支援

補助事業費(円)	補助金(円)

別紙8～9 「略」

「新設」

別紙8～9 「略」

新

別紙8

収支予算書

(1)収入の部

(単位:円)

区分	予算額	摘要
県補助金		
実施主体負担金		
その他		
計		

(2)支出の部

(単位:円)

区分	予算額	経費積算の基礎
計		

旧

別紙7

収支予算書

(1)収入の部

(単位:円)

区分	予算額	摘要
県補助金		
実施主体負担金		
その他		
計		

(2)支出の部

(単位:円)

区分	予算額	経費積算の基礎
計		

新

旧

別紙9

別紙8

収支精算書

収支精算書

(1)収入の部

(1)収入の部

(単位:円)

(単位:円)

区分	予算額	精算額	差引き増減	備考
県補助金				
実施主体負担金				
その他				
計				

区分	予算額	精算額	差引き増減	備考
県補助金				
実施主体負担金				
その他				
計				

(2)支出の部

(2)支出の部

(単位:円)

(単位:円)

区分	予算額	精算額	差引き増減	備考
計				

区分	予算額	精算額	差引き増減	備考
計				

(3)収支精算

(3)収支精算

(単位:円)

(単位:円)

補助金交付 決定額	精算事業 費	補助率	精算 補助金額	既受領 補助金額	差引き補 助金

補助金交付 決定額	精算事業 費	補助率	精算 補助金額	既受領 補助金額	差引き補 助金

(4)添付書類

(4)添付書類

精算額の内訳が分かる資料等

精算額の内訳が分かる資料等

新	旧
<p>別紙¹²</p> <p style="text-align: center;">誓約書兼同意書</p> <p>私は、高知県森林資源再生支援事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下 また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること(関係 誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備 ・農業改良資金貸付金償還金 ・林業・木材産業改善資金貸付金償還金 ・沿岸漁業改善資金貸付金償還金 <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">所在地</p> <p style="text-align: right;">(代表者)職・氏名(自署)</p>	<p>別紙11</p> <p style="text-align: center;">誓約書兼同意書</p> <p>私は、高知県森林資源再生支援事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下 また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること(関係 誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備 ・農業改良資金貸付金償還金 ・林業・木材産業改善資金貸付金償還金 ・沿岸漁業改善資金貸付金償還金 <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">所在地</p> <p style="text-align: right;">(代表者)職・氏名(自署)</p>